

徳島県企業局訓令第一号

局中一般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加藤 弘道

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表中局長の項の「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附則中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

別表第二の二の課内室長の共通専決事項の六号を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十八項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改め、経営企画課長の専決事項の十六号を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とする。

別表第三の事業推進課長の専決事項に次のとおり加える。

十 徳島県工業用水道事業供給規程第十六条の規定による超過使用水量の認定及び通知

別表第三に施設整備課長の専決事項を次のとおり加える。

施設基盤整備課長の専決事項

- 一 作業補助員の雇用（同一人について一箇月に五日以内であるものに限る。）
- 二 資産の処分及び貸付け（一件五百万円未満のものに限る。）
- 三 請負対象額が一件五千万円未満の工事の施行
- 四 請負対象額が一件五千万円未満の工事の予定価格の決定
- 五 請負対象額が一件五千万円未満の委託業務の検査
- 六 構築物及び建物の保守点検契約の締結（予定価格が一件五百万円未満のものに限る。）

七 電気及び機械設備の保守点検契約の締結（予定価格が一件五百万円未満のものに限る。）

八 徳島県企業局直営工事施行規程の規定による直営工事の施行（一件五千万円未満のものに限る。）

九 徳島県企業局企業職員給与規程に規定する用地取得等交渉業務に従事することの命令

十 徳島県企業局電気工作物保安規程第十条の規定による保安教育の実施

別表第三の二を次のように改める。

別表第三の二（第六条の三関係）

課内室長の個別専決事項

自然エネルギー・地域貢献室長の専決事項

一 徳島県企業局電気工作物保安規程第十条の規定による保安教育の実施

別表第四財務関係事項その二支出負担行為の表中

経営企画
戦略課長

を

経営企画
課長

に、

事業推進課長

を

事業推進課長
施設基盤整備課

に、

収益的支出の9被服費、11潤滑油脂費、14備消品費、16補償費、17賃借料、19交付金、
20負担金、21水利使用料、37雑費の項を次のように改める。

一 収益的支出	9 被服費	11 潤滑油脂費	14 備消品費	16 補償費	17 賃借料	19 交付金
	五百万円以上	五百万円以上	五百万円以上	五百万円以上	五百万円以上	二千万円以上
	五百万円未満	五百万円未満	五百万円未満	五百万円未満	五百万円未満	二千万円未満
				五百万円未満	五百万円未満	二千万円未満
	百万円未満	百万円未満	百万円未満	百万円 (定例的な補償に係るもの にあつては五 百万円)未満	百万円 (定例的な賃借に係るもの にあつては五 百万円)未満	

20 負担金	21 水利使用料	37 雑費
		百万円以上
		百万円未満
		百万円未満
		二十万円未満

別表第四財務関係事項その二支出負担行為の表中流動資産（勘定科目）の2貯蔵品の項を次のように改める。

四 流動資産（勘定科目）	2 貯蔵品
	五百万円以上
	五百万円未満
	百万円未満

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。